

都市計画法第53条第1項の規定に基づく許可申請書の郵送受付について

【事前確認】

1. 事前に電話にて担当者に申請内容の概要をご説明ください。
2. 概要説明後、申請書類をメールでお送りください。
3. 市担当者が訂正事項の有無など申請内容を確認します。
4. 支障がなければ、市担当者から申請者、代理人等へ郵送にて受けつける旨をご連絡いたします。
5. 申請にあたりましては、日数に余裕をもってくださいようお願いします。

【郵送の手順】

1. 申請書一式を、下記郵送先へ郵送してください。
2. 必要に応じて、発送記録が残る郵便方法（レターパック・特定記録・簡易書留）でお送りください。郵便事故の責任は負いかねます。
3. 副本の返送用として、レターパックや返信用の切手を貼付した封筒に返送先を記入のうえ同封してください。
4. 返送用も発送記録が残る郵便方法のものを同封してください。また、料金不足の場合、追加分の切手の郵送をお願いすることがありますのでご注意ください。
5. 申請書類の訂正が必要な場合がありますので、日数に余裕をもって郵送してください。

【事前確認送付先】

立川市まちづくり部建築指導課審査係・構造設備係宛

電話：042-523-2111（内線 2343・2344・2345・2350）

メール：kenchikushidou(at)city.tachikawa.lg.jp

※(at)は@に置き換えてください。

【郵送先】

〒190-8666 東京都立川市泉町 1156-9

立川市まちづくり部建築指導課審査係・構造設備係宛